

平成28年9月定例会

環境対策特別委員会説明資料

部
部
部
部
会
境
理
産
備
員
環
管
水
整
委
民
機
林
土
育
県
危
農
県
教

目 次

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
一般会計	1
特別会計	2
イ 部別主要事項説明	3
県民環境部	3
農林水産部	4
県土整備部	6
(2) 地方債	7
2 その他の議案等	8
(1) 条例案	8

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前額	補正額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定 財 源							
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	繰入金	諸収入	県 債	
県民環境部	1,033,794	6,788	1,040,582	117,576		26,793	821	323,615	247,638	10,000	(6,788) 314,139
危機管理部	138,836	0	138,836	44,930		6,224		47,349			40,333
農林水産部	2,169,509	379,000	2,548,509	(270,000) 1,216,941			700	42,025	606,105	(109,000) 462,000	220,738
県土整備部	593,874	0	593,874	76,196		2,320		6,000			509,358
教育委員会	9,807	0	9,807	9,600							207
計	3,945,820	385,788	4,331,608	(270,000) 1,465,243	0	35,337	1,521	418,989	853,743	(109,000) 472,000	(6,788) 1,084,775

注：()数字は、補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位：千円)

区分	会計名	補正前額	補正額	計	財 源 内 訳					
					特 定 財 源					
					国支出金	分担金 負担金	財産収入	繰入金	諸収入	県債
県土整備部	流域下水道事業 特別会計	1,071,367	50,500	1,121,867	(25,000) 231,000	(12,500) 302,449		390,418		(13,000) 198,000
計		1,071,367	50,500	1,121,867	(25,000) 231,000	(12,500) 302,449	0	390,418	0	(13,000) 198,000

注：()数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 部別主要事項説明
 県民環境部
 一般会計

(単位：千円)

区 分	目 名	補 正 前 額 の	補 正 額	計	摘 要
環 境 首 都 課	環境衛生指導費	707,477	0	707,477	
	計	707,477	0	707,477	
環 境 指 導 課	環境衛生指導費	130,596	6,788	137,384	① 生活環境整備指導費 (6,788) ア PCB廃棄物適正処理対策事業 6,788 (7) (新) 高濃度PCB廃棄物処理促進事業 6,788
	計	130,596	6,788	137,384	
環 境 管 理 課	公害対策費	195,721	0	195,721	
	計	195,721	0	195,721	
県 民 環 境 部	合 計	1,033,794	6,788	1,040,582	

農 林 水 産 部
一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	目 名	補 正 前 額	補 正 額	計	摘 要
農林水産政策課	農業総務費	186,300	0	186,300	
	計	186,300	0	186,300	
も う か る ブ ラ ン ド 推 進 課	農作物対策費	3,310	0	3,310	
	植物防疫費	4,900	0	4,900	
	園芸振興費	1,150	0	1,150	
	計	9,360	0	9,360	
畜産振興課	畜産振興費	642,126	0	642,126	
	計	642,126	0	642,126	
林業戦略課	林業振興指導費	6,832	0	6,832	
	森林病虫害防除費	12,998	0	12,998	
	造林費	999,792	302,000	1,301,792	① 森林環境保全整備事業費 (302,000)
	計	1,019,622	302,000	1,321,622	

(単位：千円)

区 分	目 名	補 正 前 の 額	補 正 額	計	摘 要
水産振興課	水産業振興費	1,275	0	1,275	
	計	1,275	0	1,275	
農山漁村課	農地総務費	4,000	0	4,000	
	土地改良費	83,000	77,000	160,000	① 中山間地域農村活性化総合整備事業費 ア 集落基盤整備事業 (77,000) 77,000
	計	87,000	77,000	164,000	
森林整備課	治山費	223,826	0	223,826	
	計	223,826	0	223,826	
農林水産部	合 計	2,169,509	379,000	2,548,509	

県土整備部
特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	補 正 前 の 額	補 正 額	計	摘 要
水・環境課	流域下水道事業 特別会計	1,071,367	50,500	1,121,867	① 旧吉野川流域下水道建設事業費 (50,500)
	計	1,071,367	50,500	1,121,867	
県土整備部	合 計	1,071,367	50,500	1,121,867	

(2) 地 方 債
 県土整備部
 流域下水道事業特別会計

(単位：千円)

課 名	起 債 の 目 的	限 度 額		起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
		補正前	補正後			
水・環境課	旧吉野川流域下水道事業	185,000	198,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
合 計		185,000	198,000			

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（環境首都課）

（制定の理由）

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承する必要がある。

（制定の概要）

(ア) この条例は、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とすることとする。

(イ) 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるものとする。

(ウ) 気候変動の緩和に係る対策

a 県民生活に係る対策として、次に掲げる事項について定めることとする。

(a) 家庭生活等及び事業活動に係る配慮

(b) 温室効果ガスの排出削減計画書

(c) 建築物に係る配慮

(d) 交通及びまちづくりに係る配慮

b 知事は、再生可能エネルギーの利用の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

c 県民及び事業者等は、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全が推進されるよう努めるものとする。

d 県民及び事業者等は、みだりにフロン類を放出しないよう努めるとともに、廃棄物の発生の抑制や再使用等を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

(エ) 気候変動への適応に係る対策

a 県は、気候変動の影響に係る被害の最小化等及び気候変動の影響の効果的な活用の両面から気候変動への適応に関する施策を推進するものとする。

b 県は、気候変動への適応に関する県民及び事業者等の理解を深めるために必要な支援を行うものとする。

- (オ) 県民一人一人が気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、徳島県地球環境を守る日を設けることとし、徳島県地球環境を守る日は、4月22日とすることとする。
- (カ) 県は、気候変動の緩和及び気候変動への適応に資する先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施を促進するために必要な支援を行うものとする。
- (キ) 知事は、温室効果ガスの排出削減計画書を提出した特定事業者等に対し、報告又は資料の提出を求めることができることとする。
- (ク) (キ)の報告又は資料の提出をしなかった者等に対する罰則を定めることとする。
- (ケ) その他所要の規定を設けることとする。

(施行期日)

平成29年1月1日

